営業時間短縮に係る

感染拡大防止協力金のご案内

STOP! COVID-19

飲食店等を対象

―― 大企業向け ――

令和3年10月1日～10月24日実施分 申請受付要項

申請受付期間 令和3年10月25日(月)～11月30日(火)

https://jitan-portal-metro-tokyo.force.com/teaser/s/

上記のポータルサイトから申請してください。

東京都

感染拡大防止協力金等コールセンター

(電話) 0570-0567-92 (受付時間) 9:00～19:00 まで(土、日、祝日も開設しています)

協力金の対象（店舗ごとに判定）

協力金を申請する店舗が、協力金の対象であるかをご確認ください。

申請者は、大企業又はみなし大企業（※１）である
- NO → 中小事業者向け申請受付要項をご確認ください
- YES ↓

飲食店又は喫茶店の営業許可書を有する東京都内の飲食店等（※１）である
- NO → 協力金支給対象外
- YES ↓

「感染防止徹底宣言ステッカー」を申請し、提示している店舗である
- NO → 協力金支給対象外
- YES ↓

コロナ対策リーダーを選任し、登録している店舗である
- NO → 協力金支給対象外
- YES ↓

店舗においてカラオケの利用をしている
- NO ↓
- YES ↓

カラオケに係る要請に応じている
- NO → 協力金支給対象外
- YES ↓

「感染防止徹底点検済証」（以下「点検済証」）の交付を受けて、店頭に掲示している

認証済店

- YES ↓

従前21時から翌朝５時までの時間帯に営業を行っていた店舗である（※２）
- NO → 協力金支給対象外
- YES ↓

営業時間を短縮し、朝5時から21時までの間とした（休業含む）
- NO → 協力金支給対象外
- YES ↓

入店案内は原則１グループ・１テーブル４人までとした
- NO → 協力金支給対象外
- YES ↓

酒類の提供・持ち込みを11時から20時までの間とした
- NO → 協力金支給対象外
- YES ↓

協力金の支給対象

非認証店

- NO ↓

従前20時から翌朝５時までの時間帯に営業を行っていた店舗である
- NO → 協力金支給対象外
- YES ↓

営業時間を短縮し、朝5時から20時までの間とした（休業含む）
- NO → 協力金支給対象外
- YES ↓

酒類の提供・持ち込みを自粛した
- NO → 協力金支給対象外
- YES ↓

協力金の支給対象

※1　申請要件等はP12～もご確認ください。
※2　令和３年10月1日から非認証店として営業時間短縮に御協力いただいていた店舗で、要請期間中に点検済証の交付を受け、店頭に掲示した場合を含みます。

申請主体の考え方

協力金の申請は、実質的に店舗を運営する法人単位等
（＝子会社、各フランチャイズ加盟事業者等）で取りまとめて申請してください。

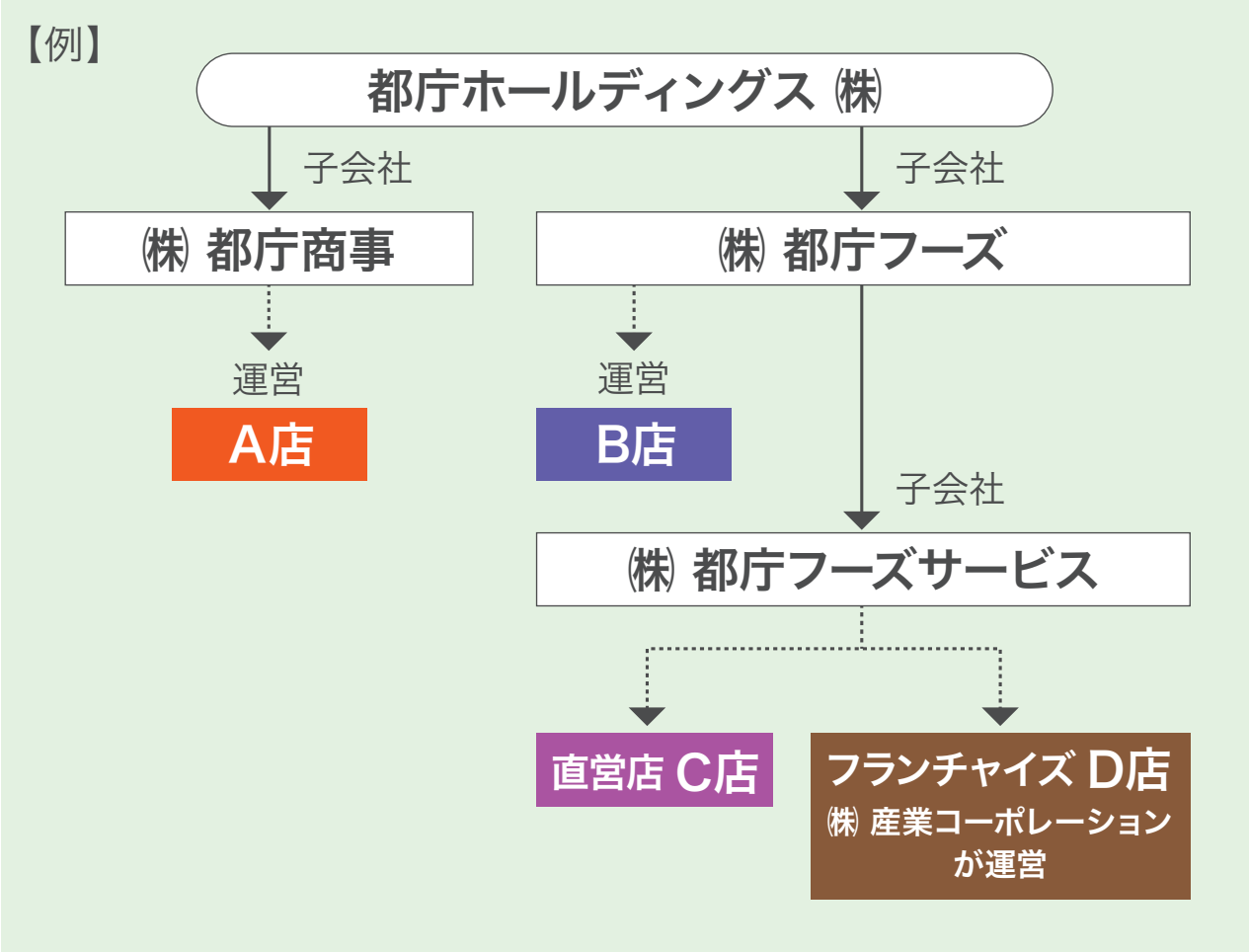

親会社・子会社、フランチャイズの関係における申請主体の考え方

A店の申請者	㈱ 都庁商事	→ 都庁ホールディングス ㈱ではない
B店の申請者	㈱ 都庁フーズ	→ 都庁ホールディングス ㈱ではない
C店の申請者	㈱ 都庁フーズサービス	→ ㈱ 都庁フーズではない
D店の申請者	㈱ 産業コーポレーション	→ ㈱ 都庁フーズサービスではない

注 意

- 申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する法人単位でまとめてください。
- **申請後の店舗追加はできません。**申請前に対象店舗を十分ご確認ください。
- **同一法人による複数回の申請は受け付けられません。**

協力金の概要

趣旨

東京都は、都内全域の飲食店等の皆様に営業時間の短縮等へのご協力をお願いいたしました。この要請に応じて、対象となる店舗（以下「対象店舗」といいます。）を運営されている方で、営業時間の短縮等に協力いただいた大企業またはみなし大企業の皆様に対して、協力店舗ごとに協力金を支給いたします。

期間及び支給額

下記期間に全面的に協力いただいた店舗に支給いたします。支給額は、店舗数、売上高に応じ異なります。

令和3年10月1日～10月24日実施分 ▶ 一店舗当たり上限480万円
（1日当たりの協力金日額：上限20万円）

※店舗の所在地が都内でない場合は、協力金の対象となりません。
※要請期間中に閉店した店舗は、協力金の対象となりません。
※売上高減少額方式のみとなります。

大企業またはみなし大企業の皆様は売上高減少額方式で支給額を算出していただくため、10月の売上高確定後申請をしてください。

申請手続き等

本協力金に関する問合せ先

感染拡大防止協力金等コールセンター
（電　　話）0570-0567-92
（受付時間）９：00～19：00（土・日・祝日も開設しています）

申請受付期間及び受付方法

(1) 申請受付期間

令和３年10月25日（月曜日）から令和３年11月30日（火曜日）まで

(2) 申請受付方法　**※オンラインのみとなります。**

オンライン

令和３年10月25日（月）14時より、東京都産業労働局ホームページの本協力金専用ポータルサイトからWebを通じて提出してください。

https://jitan-portal-metro-tokyo.force.com/teaser/s/

※11月30日（火）23時59分までに送信を完了してください。

※申請が完了した場合には、登録したメールアドレス宛に「**完了通知メール**」が届きます。

※郵送・持参での受付はありません。

■申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する事業者単位でまとめて申請願います。なお、**申請後の店舗追加はできません。**また、**同一事業者による複数回の申請も受け付けられない**ため、**申請前**に**対象店舗**を十分**ご確認**ください。

協力金の申請書類の簡素化について（簡易申請）

過去に東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給を受けたことがある方で、お手元に

令和3年4月12日～5月11日実施分	**令和3年5月12日～5月31日実施分**
令和3年6月1日～6月20日実施分	**令和3年6月21日～7月11日実施分**

の支給決定通知をお持ちの方は、一部の提出書類を簡素化できます。

詳しくはＰ５をご確認ください。

●申請期限までに支給決定通知が届かない場合は、通常申請をしてください。

申請時に準備する書類

申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する事業者単位でまとめて申請願います。
なお、**申請後の店舗追加はできません**。また、**同一事業者による複数回の申請も受け付けられない**ため、**事前**に**申請する店舗**を十分**ご確認**ください。

注 意

対象となる協力金実施回（P4参照）の支給決定通知をお持ちの方であっても、その回の申請時と**申請者名、振込先口座が変更になった場合**は通常申請を行ってください。

簡易申請	通常申請	申請する法人に関係する書類
対象となる実施回の協力金の支給決定通知をお持ちの方で、**前回申請時の申請者名、振込先口座に変更がない方用**	左記以外の方用	
○ 提出が必要です。	○ 提出が必要です。	**① 遵守事項に関する確認書** 法人の代表者が自署してください。又はゴム印+法人代表者印でも可能です。
○ 該当がある場合、提出が必要です。	○ 該当がある場合、提出が必要です。	**② 都内にある傘下のフランチャイズ店に対する営業時間短縮等の協力依頼を証する書類** フランチャイズ店への営業時間短縮等（10月1日～10月24日実施分）の協力依頼を行ったメール、通知文、加盟店向け専用HPなど
省略可 選択する基準年によっては必要です。	○ 提出が必要です。	**③ 納税関係書類** 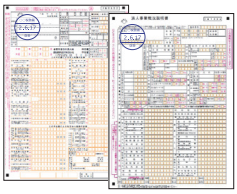 受付印のある直近の確定申告書 ①確定申告書（別表一）（控え） ②法人事業概況説明書又は会社事業概況書（控え） ※①②とも受付印又は受付日等の記載のあるもの ※電子申告の場合、受付通知を添付 ※①②どちらも必要です。
不要	○ 提出が必要です。	**④ 振込先口座及び口座名義人が確認できる書類** 〈カナ口座名義人、金融機関名・金融機関コード、支店名・店番号、預金種目、口座番号〉がわかる、通帳の見開き面の写し、又はインターネットバンキングの該当ページの写しなど

※簡易申請された場合は、支給決定通知番号をご記入いただいた回の協力金をお振込みした振込先口座に入金させていただきます。

申請する店舗の営業実態を確認できる書類

簡易申請	通常申請	
△	△	**⑤ 店舗ごとに必要**
更新がない場合省略可	○	**⑥ 店舗ごとに必要**
△ お持ちの場合	△ お持ちの場合	**⑦ 店舗ごとに必要**
○	○	**⑧ 店舗ごとに必要**

⑤ 売上高の証拠書類

店舗ごとの2019年又は2020年の10月の売上高がわかる書類に加え、店舗ごとの2021年の10月の売上高がわかる書類（売上台帳等）

（※）売上高の証拠書類は**店舗名がわかるもの**を提出してください。**申請店舗全ての売上台帳等の提出**が必要です。

（※）**消費税・地方消費税込みで記載している場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を別途作成して提出してください。**

（※）**新規開店等**の**特例**による**申請を行う場合**には**該当する月**又は**日**の**売上高**がわかる書類**（売上台帳等）**を提出してください。

（※）テイクアウトや物品販売に係る売上高は除外します。ただし、それらが飲食業に付随する小規模のものや分離できない場合は、飲食業売上高に含めて計算することも可能とします。

⑥ 飲食店又は喫茶店の営業許可書（写し）

■（例）飲食店営業許可書

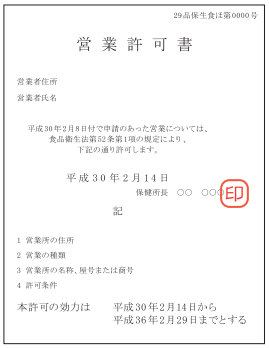
29品保生食は第0000号

営 業 許 可 書

営業者住所
営業者氏名

平成30年2月8日付で申請のあった営業については、
食品衛生法第52条第1項の規定により、
下記の通り許可します。

平成30年2月14日
保健所長　○○　○○印

記

1 営業所の住所
2 営業の種類
3 営業所の名称、屋号または商号
4 許可条件

本許可の効力は　平成30年2月14日から
平成36年2月29日までとする

（※）**1店舗ごとに営業許可書（写し）が必要です。**

（※）**保健所発行**の**営業許可書**を添付してください。

（※）公安委員会が発行した「営業許可証―社交飲食店等」では申請できません。

（※）直近の申請時以降、**営業許可の更新手続きを行った場合**は、最新の営業許可書を添付してください。

（※）営業許可書の**営業者氏名が申請者と一致しない場合**は、両者の関係を示す書類及び「**飲食店等営業許可書に係る確認書**」**別紙２**（P20）又は**別紙３**（P21）が必要です。

⑦ 感染防止徹底点検済証を店頭に掲示している写真

「徹底点検TOKYOサポート」プロジェクトによる店舗への点検が実施された時点において、都の定める基準を満たしていることが確認された場合に発行される点検済証（コロナ対策リーダーをオンラインで登録された方はMy pageよりダウンロードできます）を**店頭に掲示していることがわかる写真**

この資料の有無により、認証済店・非認証店の判定を行います。営業時間の短縮や酒類の提供に関する要請内容が異なってきますので、ご注意ください。

⑧ 営業時間・酒類の提供状況がわかる写真

■（例）営業時間短縮等を告知するポスターを掲示している写真、チラシ、DM等

A　認証済店

B　非認証店

（※）申請する**店舗の名称**や**営業時間を短縮する期間**（令和3年10月1日～10月24日）**営業時間短縮等の状況**が明記された書類をご提出ください。

（※）認証済店（A）と非認証店（B）で要請内容は異なります。

■（悪い例）

（※）短縮後の営業時間かどうかわからない。
（※）申請店舗かどうかわからない。
（※）酒類の提供中止の状況がわからない。

簡易申請 | 通常申請

省略可 | △⑦を提出した場合省略可

⑨ 光熱水費等のお知らせ（検針票）又は領収書（写し）

店舗ごとに必要

（※）**店舗所在地が記載されているもの**

（※）営業時間短縮要請前から営業活動を行っていたことを確認する書類のため、令和3年5月1日以降の期間が含まれるものを用意してください。

（※）申請する店舗が「その場所」で「営業時間短縮要請前」から「営業活動を行っていた」ことを確認する書類として、**対象店舗の所在地が記載されているものであれば、以下のような書類で代替が可能です。**

（例）・店舗の賃貸借契約書＋家賃請求書（8月分）
・店舗固定電話の請求書（8月が使用期間のもの）※店舗宛てに請求書が届く場合
・おしぼりの納品書＋請求書（8月分）
・パレットのリースに係る納品書＋請求書（8月分）　など

省略可 | △⑦を提出した場合省略可

⑩ 店舗の内観及び外観がわかる写真

店舗ごとに必要

（※）内観、外観それぞれ以下の点に留意してください。

【内観】・常態として**飲食できるスペースがあるかどうか**を確認できるよう、なるべく広く店内が写っている写真としてください。
・イス1つだけの写真や極端に接写している写真など、店内がわかりにくい場合には、追加で写真の提出が必要となります。

【外観】・**店舗の全景**に加え、「のれん」や看板など、**店舗名がわかる写真**としてください。看板や口ゴ等の位置によっては複数枚の写真となっても差し支えありません。
・看板のない扉だけの写真など、店舗としての外観がわかりにくい場合には、追加で写真の提出が必要となります。

■（悪い例）

【内観】

（※）店内かどうかわからない。

（※）飲食スペースが写っていない。

【外観】

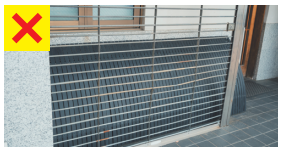

（※）申請店舗かどうかわからない。

（※）看板が無く、申請店舗かどうかわからない。

省略可 | △⑦を提出した場合省略可

⑪ 「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真

店舗ごとに必要

（※）「感染防止徹底宣言ステッカー」そのもののコピーや写真を添付するのではなく、**店舗に掲示している**ことが明確にわかる写真をご提出ください。

（※）感染防止徹底宣言ステッカーの申請が必要です。

（※）ステッカーに印字された店舗の名称が見える写真を提出してください。

（※）店舗の名称が空白もしくは**手書きのものは認められません。**

簡易申請	通常申請	
省略可	△⑦を提出した場合省略可	⑫ 店舗ごとに必要 **コロナ対策リーダーの宣誓書（写し）**
△必要な方のみ	△必要な方のみ	⑬ 店舗ごとに必要 **罹災証明書等（必要な方のみ）**

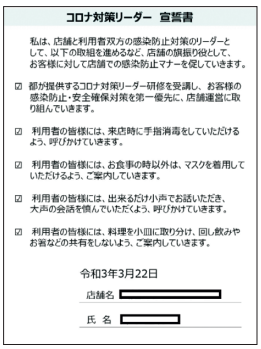

コロナ対策リーダー　宣誓書

私は、店舗と利用者双方の感染防止対策のリーダーとして、以下の取組を進めるなど、店舗の旗振り役として、お客様に対して店舗での感染防止マナーを促していきます。

☑ 都が提供するコロナ対策リーダー研修を受講し、お客様の感染防止・安全確保対策を第一優先に、店舗運営に取り組んでいきます。

☑ 利用者の皆様には、来店時に手指消毒をしていただけるよう、呼びかけていきます。

☑ 利用者の皆様には、お食事の時以外は、マスクを着用していただけるよう、ご案内していきます。

☑ 利用者の皆様には、出来るだけ小声でお話いただき、大声の会話を慎んでいただくよう、呼びかけていきます。

☑ 利用者の皆様には、料理を小皿に取り分け、回し飲みやお箸などの共有をしないよう、ご案内していきます。

令和3年3月22日

店舗名 ［　　］

氏　名 ［　　］

（※）コロナ対策リーダー登録後にダウンロード可能になる宣誓書の写し

（※）下記の場合は省略可

・⑬で提出いただく「感染防止徹底宣言ステッカー」の写真において、コロナ対策リーダー研修修了を証明する王冠シールが貼付されている場合

（※）罹災特例による申請を行う場合には罹災証明書等を提出してください。

（例）消防署で発行される罹災証明書、災害があったことがわかるもの（災害保険の支払請求書等）

（※）複数店舗を申請される場合は、⑤～⑬についてそれぞれの店舗ごとにご提出ください。

（※）各書類、写真は鮮明に読み取れるものをご提出ください。

（※）申請にあたって提出を省略できる書類でも、審査時に確認のため提出をお願いすることがあります。

（※）簡易申請で店舗を追加する場合、その店舗については通常申請と同様の書類が必要となります。

支給額の算出方法等

「売上高減少額方式」を用いて、店舗ごとの支給額を算出してください。

支給額は、店舗ごとの「1日当たりの売上高」を基に算出します。「1日当たりの売上高」は、営業時間短縮要請月（10月）の売上高総額を31日（10月の暦日数）で除すことにより算出した金額です（消費税及び地方消費税は除きます）。**1店舗当たりの協力金日額の上限は20万円です。**

Ⅰ　支給額の算出方法

（2019年又は2020年の10月の1日当たりの売上高－2021年10月の1日当たりの売上高）×0.4×24日または2019年又は2020年の10月の1日当たりの売上高×0.3
千円未満切上げ　千円未満切上げ
×24日のうち、いずれか低い額

※2021年の10月の1日当たりの売上高は10月1日～10月31日までの売上高を31日で除した金額となります。したがって、売上高減少額方式で算出される場合は10月の売上高確定後申請してください。

Ⅱ　その他

新規開店等の特例による支給額

A 2019年10月2日以降開店の場合

（任意に選択した1か月の1日当たりの売上高－2021年10月の1日当たりの売上高）×0.4×24日または任意に選択した1か月の1日当たりの売上高×0.3×24日のうち、いずれか低い額
千円未満切上げ　千円未満切上げ

B 合併、法人成り、事業承継など

事業の継続性が認められる場合は、上記Ⅰのとおり
事業の継続性が認められない場合は、上記Aのとおり

C 罹災特例

2019年及び2020年の10月に震災・風水害・火災等の影響があった場合

（2018年10月の1日当たりの売上高－2021年10月の1日当たりの売上高）×0.4×24日または任意に選択した1か月の1日当たりの売上高×0.3×24日のうち、いずれか低い額
千円未満切上げ　千円未満切上げ

営業時間短縮要請等の対象となる申請店舗の飲食業の売上高のみ対象

テイクアウトや物品販売に係る売上高は除外してください。ただし、それらが飲食業に付随する小規模のものや分離できない場合は、飲食業売上高に含めて計算することも可能とします。

別紙１

遵守事項に関する確認書

TK1508

私は、営業時間短縮の要請に基づき、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和３年 10 月１日～10 月 24 日実施分）」（以下「協力金」という。）の支給を申請するに当たり、下記の内容については間違いありません。

記

・必要な申請要件をすべて満たしています。

・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書（令和３年 10 月１日～10 月 24 日実施分）」に記載した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。虚偽が判明した場合は、協力金全額の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。

・飲食店等を運営する大企業（みなし大企業を含む）であることに相違ありません。

・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。

・店舗名（屋号）及び所在する区市町村名の公表に応じます。

・これまでの感染拡大防止協力金の申請書類に記載された情報や「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。

・店舗・利用客双方による感染拡大防止対策の一層の徹底に向けた旗振り役として、店舗ごとに「コロナ対策リーダー」を選任し、利用客に感染防止マナーを促す活動を行います。

・店舗の営業にあたっては、業種別ガイドラインの以下の項目を遵守しています。
①アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）　②手指消毒の徹底　③食事中以外のマスク着用の推奨　④換気の徹底

・申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。

・申請した全ての店舗は、飲食店又は喫茶店の業種に係る営業許可を有しており、それを証明するものを添付しています。

・私は、法人の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。

・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員、同条第４号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。

・申請書類等に記載された情報を、国の支援金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関から求めがあった場合、その限度で提供することに同意します。

・国及び東京都等からの併給禁止の条件がある他の給付金や助成金を併給していません。

以上

令和　　年　　月　　日

東京都知事殿

所　在　地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法　人　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者職・氏名（代表者印） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（自署のほか、ゴム印＋代表者印も可）

記入例

別紙１

遵守事項に関する確認書

TK1508

私は、営業時間短縮の要請に基づき、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和３年 10 月１日～10 月 24 日実施分）」（以下「協力金」という。）の支給を申請するに当たり、下記の内容については間違いありません。

記

・必要な申請要件をすべて満たしています。

・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書（令和３年 10 月１日～10 月 24 日実施分）」に記載した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。虚偽が判明した場合は、協力金全額の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。

・飲食店等を運営する大企業（みなし大企業を含む）であることに相違ありません。

・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。

・店舗名（屋号）及び所在する区市町村名の公表に応じます。

・これまでの感染拡大防止協力金の申請書類に記載された情報や「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。

・店舗・利用客双方による感染拡大防止対策の一層の徹底に向けた旗振り役として、店舗ごとに「コロナ対策リーダー」を選任し、利用客に感染防止マナーを促す活動を行います。

・店舗の営業にあたっては、業種別ガイドラインの以下の項目を遵守しています。
①アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）　②手指消毒の徹底　③食事中以外のマスク着用の推奨
④換気の徹底

・申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。

・申請した全ての店舗は、飲食店又は喫茶店の業種に係る営業許可を有しており、それを証明するものを添付しています。

・私は、法人の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。

・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員、同条第４号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。

・申請書類等に記載された情報を、国の支援金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関から求めがあった場合、その限度で提供することに同意します。

・国及び東京都等からの併給禁止の条件がある他の給付金や助成金を併給していません。

以上

令和　3 年　10 月　25 日

東京都知事殿

所　在　地　①東京都新宿区西新宿２－８－１

法　人　名　②株式会社都庁産業

代表者職・氏名（代表者印）　③代表取締役社長　東京太郎

（自署のほか、ゴム印＋代表者印も可）

（※）過去の誓約書又は確認書は使用できません。

注意
法人の代表者が自署してください。又はゴム印＋法人代表者印でも可能です。

申請要件

本協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者とします。

1 営業時間短縮等の要請を受けた都内全域の飲食店等※1を運営する大企業※2及び大企業が実質的に経営に参画している法人（以下「みなし大企業」という※3）であること。

※1 飲食店等とは、「飲食店」、「遊興施設等（バー、カラオケボックス等）」及び「結婚式場」で飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗です。

※2 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定する中小企業（小売業であれば、資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人）に該当しない会社

※3 みなし大企業とは、次に掲げるいずれかの事項に該当する中小企業をいいます。

- 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること。
- 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。
- 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
- その他大企業が実質的に経営を支配（大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合など）する力を有していると考えられること。

2 東京都からの営業時間短縮等の要請の開始日（令和３年10月１日）より前から、食品衛生法に定める飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得し、都内において飲食店等を営業していること。

3 営業時間短縮の要請に、令和３年10月１日から10月24日まで全面的にご協力いただいた大企業・みなし大企業であること。

要請の内容は認証済店・非認証店で異なります。

	A　認証済店	B　非認証店
区分	「感染防止徹底点検済証」（以下「点検済証」という。）の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗	点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗
営業時間の短縮	従前21時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた店舗において、5時から21時までの間に営業時間を短縮（休業含む）	従前20時から翌朝５時までの時間帯に営業を行っていた店舗において、５時から20時までの間に営業時間を短縮（休業含む）
人数	１グループ・１テーブル４人以内	—
酒類提供・持込	11時から20時までの間は可	自粛

4 飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合は、カラオケ設備の利用を自粛すること。また、飲食を主として業とする店舗以外で、カラオケ設備の提供を行う場合は、利用者の密を避け、換気を確保する等、感染対策を徹底すること

5 ガイドラインを遵守のうえ点検済証または「感染防止徹底宣言ステッカー」を、申請した対象店舗において要請期間中に顧客が見やすい場所に掲示していること。

6 申請にあたって、「コロナ対策リーダー」を店舗ごとに選任の上、登録していること。

7 都内にある傘下のフランチャイズ店に対して、営業時間短縮等の協力依頼を行ったこと。

8 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

9 過去に、虚偽の申請を行っていないこと。

申請から支給まで

1 申請書類の提出

令和３年11月30日（火）までに申請書類をご提出ください。申請期限以降の受付はいたしませんので、余裕をもってご提出ください。

2 申請書類の審査

申請書類の受理後、支給要件を満たしているか審査を行います。なお、審査の上で、必要に応じ追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請者については、東京都からの要請に対して協力を表明していただいた事業者として、本協力金のポータルサイトにおいて、対象店舗名（屋号等）及び所在する区市町村名をご紹介します。

3 協力金の支給

申請書類の審査の結果、適正と認められるときは協力金を支給の決定を行い、後日支給に関して通知いたします。なお、申請書受理から支給まで、最短２週間となります。一方、申請書類の審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日不支給に関して通知いたします。

その他

(1) 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、東京都は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金全額を東京都に返還するとともに、協力金と同額の違約金を支払う必要があります。

(2) 本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、東京都は、対象店舗の営業時間短縮の取組に係る実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

(3) 東京都は、申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することがあります。

(4) 東京都は、申請書類等に記載された情報を、国の支給金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関等から求めがあった場合、その限度で提供することがあります。

感染拡大防止協力金の不正受給は犯罪です！

下記のような虚偽申請や不正な申請は、すべて**犯罪**（詐欺罪の場合、10年以下の懲役）です。絶対に行わないでください。

- ×営業時間短縮等の要請に応じていない（例：**非認証店であるが、酒類の提供や午後８時以降営業を実施**）にもかかわらず、協力金を申請する。
- ×**営業実態がない店舗**であるにもかかわらず、協力金を申請する。
- ×営業許可書など、申請に必要な書類を**偽造**して提出する。
- ×月別の売上高を過大又は過小に**偽って申告**する。

虚偽や不正な申請による受給が判明した場合、**協力金全額の返還**に応じていただきます。また、協力金と**同額の違約金の支払い**を求めます。

よくあるお問合せ

対象者

○ 都内の飲食店等が対象になるとのことですが、具体的にはどのような店舗が協力金の対象となるのですか？

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和３年10月１日から10月24日までの間に営業時間短縮等の要請に全面的に協力をいただいた都内の飲食店等が対象になります。
なお、**以下の店舗は協力金の対象とはなりません**ので、ご注意ください。

① 総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
（飲食店営業許可書・喫茶店営業許可書に「客室または客席を設けないこと」等の条件が付されている店舗及び、飲食する場所を設けていない店舗が該当します。）

② ケータリングなどのデリバリー専門の店舗

③ イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店

④ 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー

⑤ ネットカフェ・漫画喫茶

⑥ 飲食スペースを有さないキッチンカー

⑦ ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合

⑧ 葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合

⑨ 学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合

⑩ 行事や祭り、イベント等で出店を行う場合
（飲食店営業許可書に「臨時」と記載されているもの及び、実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの）

［参考：東京都におけるリバウンド防止措置（令和３年９月28日発表）］
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1015636.html

○ 誰が協力金を受け取ることができますか？

飲食店を対象とした協力金については、飲食店営業許可等をお持ちの上で、協力金の対象店舗を運営し、営業時間短縮の要請に全面的に応じた企業・個人事業主等が受け取ることができます。

○ 協力金の支給を受けるには、いつから営業時間の短縮をする必要がありますか？

令和３年10月１日から10月24日までの間に営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただくことが必要です。また、店舗に係る要件として、営業時間短縮等の要請の開始日より前から、必要な許可等を取得のうえ営業を行っていることが必要です。

○ 要請期間中に飲食店（喫茶店）営業許可の停止処分を受けました。その場合でも協力金の支給対象になりますか？

飲食店を対象とした協力金を受給するには、令和３年10月１日から10月24日までの全ての期間、飲食店営業許可等を有していることが必要です。そのため、期間中に営業停止処分等を受けた場合は、協力金の対象外となります。

○ 営業時間の短縮ではなく、休業をしていますが、協力金の支給対象となりますか。

認証済店で従前21時から翌朝５時までの間に営業していた店舗が休業をした場合、また非認証店で従前20時から翌朝5時までの間に営業していた店舗が休業した場合は、営業時間の短縮に御協力いただいたことになりますので、協力金の支給対象となります。

○ 要請に応じた時短営業による閉店後、テイクアウト販売やデリバリーでの営業を続けても協力金の対象になりますか？

テイクアウト販売やデリバリーでの営業は、営業時間短縮の要請の対象外であるため、要請に応じた時短営業による閉店後に継続しても問題ありません。ただし、テイクアウト専門店や宅配のみの業態については、そもそも営業時間短縮の要請の対象外であるため、要請に協力いただいた方を対象とする本協力金の対象となりません。

○ 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けたライブハウスを運営しています。営業時間短縮の要請に協力し営業時間を短縮して閉店した後、店舗内で清掃や練習を行っても協力金の対象となりますか？

従業員による店舗の清掃や練習、オンライン配信のための撮影などで店舗に立ち入っても、営業していることには該当しません。必要な要件を満たすことで、協力金の対象となります。ただし、閉店後のオンライン配信に使用する場合であっても同時に複数の演奏者等が集まることを避けるなど、感染拡大の防止を徹底していただくことが必要です。

○ 営業時間の短縮の要請等の対象となっていない施設にテナントとして入居して飲食店を経営していますが、支給対象となりますか？

店内やフードコートなど施設内での飲食を前提とした飲食店で、要請内容に応じた営業時間の短縮等にご協力をいただいている場合は、支給の対象となります。支給対象者は飲食店営業許可書に営業者として記載のある方となります。

○ スポーツクラブなど、営業時間短縮の対象にならない施設内において、飲食店営業許可を受けた喫茶コーナーを運営しています。喫茶コーナー部分のみを飲食店等への営業時間短縮の要請に応じて協力をすれば、協力金の対象となりますか？

【スポーツクラブと喫茶コーナーの運営事業者が同一の場合】

飲食店として協力金を受け取るためには、施設全体（＝この場合ではスポーツクラブ全体）での時短要請への協力が必要になります。このため、喫茶コーナーだけの営業時間短縮では、協力金の支給対象とはなりません。

【喫茶コーナーの運営事業者がテナントとして入居している（＝別事業者）場合】

喫茶コーナーの運営事業者が許可を受け営業している場合、喫茶コーナーのみが時短要請に協力し、支給要件を満たすことで協力金の対象となります。

○ カラオケ設備の利用を自粛とあるが、設置自体も認められないのですか？

カラオケ設備利用の自粛の要請は、カラオケ設備を店舗に設置することを否定するものではなく、新型コロナウイルス感染症対策のための期間限定的な措置です。

○「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していないと、協力金は支給されませんか？

協力金の対象要件として、ガイドラインを遵守の上、「感染防止徹底宣言ステッカー」または点検済証を掲示していただくことが必要です。

○ コロナ対策リーダーを選任していないと、協力金は支給されませんか？

コロナ対策リーダーは、店舗ごとに選任し、都のホームページから登録をしないと協力金は支給されません。

※感染防止徹底宣言ステッカー/コロナ対策リーダーについては、下記もご参照ください。
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html

○「感染防止徹底点検済証」とは何ですか。どうすればもらえますか？

都は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と経済社会活動との両立を図るため、これまでの飲食店等に対する感染防止ガイドラインの取組を更に発展させ、都内飲食店等に対する点検・サポートの取組として、「徹底点検TOKYOサポート」プロジェクトを実施しております。「感染防止徹底点検済証」は、「徹底点検TOKYOサポート」プロジェクトによる店舗への点検が実施された時点において、都の定める基準を満たしていることが確認された場合に発行されます。

※「徹底点検TOKYOサポート」プロジェクトについては、下記もご参照ください。
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1013511/index.html

○ 要請期間当初は非認証店でしたが、要請期間内に感染防止徹底点検済証を取得し、店頭に掲示したので、認証済店となりました。この場合、どちらの要請内容に従えば協力金の対象となりますか。

10月１日から点検済証を取得するまでは、非認証店として要請にご協力いただき、取得後は、認証済店として要請にご協力いただいた場合に、協力金の対象となります。

（例）10月10日に点検済証が発行され、翌日に店頭に掲示した場合

10月１日から10月10日まで、非認証店として20時までに営業時間を短縮し、酒類の提供及び持込を自粛する。10月11日から10月24日までは認証済店として21時までに営業時間を短縮し、酒類の提供及び持込は11時から20時までの間とするほか、１グループ・１テーブル４人以内とする

○ 感染防止徹底点検済証は交付されたが、店頭に掲示しないで酒類を提供しました。この場合、協力金の対象になりますか。

感染防止徹底点検済証の交付を受け、店頭に掲示している店舗については、認証済店として、営業時間の短縮は5時から21時までとし、また11時から20時までの間の酒類の提供・持ち込みを可としています。徹底点検済証の交付を受けていない、または受けていても店頭に掲示していない場合は、非認証店となり、営業時間の短縮は5時から20時まで、また酒類提供・持ち込みは自粛をお願いしています。

協力金は要請に全面的に応じていただいた場合に支給をいたしますので、「感染防止徹底点検済証」を交付されていても、店頭に掲示せずに21時まで営業したり、酒類を提供していたりした場合は、協力金の支給対象外となります

感染防止徹底宣言ステッカー/コロナ対策リーダー/感染防止徹底点検済証に関する問い合わせ先

《東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター》

電話番号：03-5388-0567　　開設時間：9：00～19：00まで（土・日・祝日含む毎日）

オンライン申請の住所について

○ 申請書の住所の記載で注意することはありますか？

申請書（またはWEBの申請画面）等で記載いただく住所については、以下４点の住所の一致が必要です。必ず確認してください。

「申請者住所」＝「遵守事項に関する確認書の住所」＝「営業許可書の営業者住所」

※一致しない場合には、転居や住所相違に関する資料を添付してください。

営業許可書について

○ 営業許可書について注意することはありますか？

営業許可書については、特に不備が多く見られます。下記事例を参考に、適切な営業許可書の添付をお願いいたします。

＜不備事例＞

①営業許可書の営業所所在地が申請店舗の住所と一致していない

・営業許可書の「営業所の所在地」は、申請店舗の住所と一致していることが必要です。
・移転している場合は、移転後の営業許可書を添付してください。

②営業許可書の店舗名が申請店舗の名称と一致していない

・営業許可書の「営業所の名称」は、申請店舗の名称と同じであることが必要です。
・店舗の名称を変更している場合は、営業許可書表面に加え、変更記事が記載された面も添付してください。変更後まもなくで新しい店舗名称の営業許可書が手元にない場合は、変更手続きを行っていることを証明する書類を提出してください。

③営業許可書の営業者氏名が申請者と一致していない

・原則として、営業許可書の発行を受けている方が協力金申請の対象者となります。対象者が申請をしてください。
・一致しない場合には両者の関係を示す書類を提出いただき、審査することとなります。「飲食店等営業許可書に係る確認書 別紙２ 又は 別紙３ 」（本冊子のP20～21、またはポータルサイトからダウンロード）と合わせて必要な書類をご提出ください。

④営業許可書の営業許可期間が要請期間中で途切れている

・以下の場合には、新旧両方の営業許可書の提出が必要です。
1）営業許可期間の始期が10月１日以降となる場合→**更新前の許可書も必要**
2）営業許可期間の終期が10月24日より前で満了する場合→**更新後の許可書も必要**

⑤飲食店営業許可書又は喫茶店営業許可書ではない書類が添付されている

・本協力金の申請には、食品衛生法で定める保健所が発行した飲食店営業許可書又は喫茶店営業許可書の提出が必要です。それ以外の許可書では協力金の申請はできません。
・公安委員会が発行した「営業許可証－社交飲食店等」では申請できません。

申請手続き

○ 支給決定通知は届いていますが、指定口座への協力金の入金がありません。いつ、支給になりますか？

通帳等に表示される振込名義は「トジタンキヨウリヨクキン」（ただし、表示される箇所まで）となりますので、今一度、ご確認をお願いします。

○ レンタルキッチンを借りて、不定期に飲食店を開いています。飲食店の営業許可書は取得していますが、協力金の対象となるでしょうか？

レンタルキッチン、シェアキッチン等を借りて営業している場合、店舗の営業に関する全体的な管理権限を有していないため、協力金の対象とはなりません。

○ なぜこれだけ多くの提出書類が必要なのですか？

申請にあたって提出をお願いしている書類は、協力金の支給要件を満たしているかを確認させていただくために必要な書類です。確定申告書類（控え）や売上台帳等は、協力金の支給金額の根拠となる申請店舗の売上高を確認する資料となります。また、光熱水費のお知らせや、内観・外観写真については、要請にご協力いただいた店舗が要請の開始日以前から都内において飲食店として営業をしていたことを確認するために提出をお願いしているものです。
ご理解の上、提出についてご協力をお願いいたします。

支給額の算定

○ 一日の売上高を計算する際、定休日は除外し、実際に営業した日数で割ってもいいですか？

暦日数（カレンダーの日数）で割って算出してください。10月は31日間です。また、特例等により選択した月が例えば2019年２月の場合は、28日間、2020年２月の場合は、29日間（うるう年）となります。開店から要請期間の開始まで1か月に満たない場合は、その実際の期間の売り上げを暦日数で割って算出してください。

○ 新規開店の特例により、10月ではなく、任意の１か月を選択したいのですが、例えば2019年11月15日から開店したので、11月15日から12月14日までの１か月を選択してもよいですか？

１か月を選択する場合、月の途中からカウントすることができません。この場合、2019年12月以降の１か月を選択してください。

○ 2020年の10月はコロナ禍による休業、2019年の10月は店舗の改装により、ともに売り上げがほとんどありませんでした。この場合、10月ではなく、特例として任意の1か月を選択して計算をしてもよいですか？

特例として申請いただいた場合は、審査の上でご事情をお伺いすることになります。

【営業許可書と協力金申請者の名義相違の場合】

別紙２

飲食店等営業許可書に係る確認書

TK1510

東京都知事　殿

【 対 象 店 舗 】
（名　　称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（所　在　地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（営業許可番号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記店舗に対する東京都の「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」については、実態として店舗を運営する申請者（乙）が代表して申請し、受領することを承諾します。

営業許可書上の営業者（甲）は自ら申請を行わず、かつ、その他の店舗運営者がある場合にも、乙を本件の代表者とすることといたします。

【 飲食店営業許可書の営業者（甲）　自署欄 】

記入日：令和　　年　　月　　日

住　　所
（法人の場合は本社所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名
（法人の場合は法人名及び確認者職氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【 申請者（乙）　自署欄 】

記入日：令和　　年　　月　　日

本社（代表者）
所　　在　　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事　業　者　名
（法人名又は屋号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代　表　者　名
（個人事業主氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【営業許可書上の営業者が協力金申請者となる場合】

別紙３

飲食店等営業許可書に係る確認書

TK1511

東京都知事　殿

【 対 象 店 舗 】

（名　　称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（所　在　地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（営業許可番号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記店舗に対する東京都の「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」については、営業許可書に記載の営業者である私が代表して申請し、受領することといたします。

【 飲食店営業許可書の営業者 自署欄 】

記入日：令和　　年　　月　　日

住　　所
（法人の場合は本社所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名
（法人の場合は法人名及び代表者氏名
※ゴム印＋代表者印も可）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

なお、施設内の店舗運営者に対しては以下のとおり確認済みです。

【 店舗運営者 自署欄 】

頭書の内容について、異議はありません。店舗単独での協力金申請は行いません。

記入日：令和　　年　　月　　日

事　業　者　名
（屋号及び法人名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（屋号・店舗名）／＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（法人名）

代　表　者　名
（個人事業主氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

協力金の申請者と営業許可書の名義が異なる場合等に提出が必要となる「飲食店等営業許可書に係る確認書」記入例

別紙２ 申請者と営業許可書の名義が異なる場合（業務委託、共同経営など）

協力金の申請者と営業許可書の名義が異なる場合に提出が必要です。

・賃貸借契約、業務委託契約等の相手方（施設管理者）が許可書を有する場合
・共同代表など、経営上のパートナー等が許可書を有する場合など

【営業許可書と協力金申請者の名義相違の場合】　別紙２

飲食店等営業許可書に係る確認書

TK1510

東京都知事　殿

【対象店舗】
（名　　称）　居酒屋●●新宿店
（所　在　地）　新宿区西新宿２－８－１
（営業許可番号）　31新保衛食第0000号

上記店舗に対する東京都の「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」については、実態として店舗を運営する申請者（乙）が代表して申請し、受領することを承諾します。

営業許可書上の営業者（甲）は自ら申請を行わず、かつ、その他の店舗運営者がある場合にも、乙を本件の代表者とすることといたします。

【飲食店営業許可書の営業者（甲）　自署欄】
記入日：令和　3　年　10　月25日
住　所（法人の場合は本社所在地）　新宿区西新宿１－０－０
氏　名（法人の場合は法人名及び確認者職氏名）　❶ 株式会社都庁産業　代表取締役社長　東京太郎
電話番号　03-1234-5678

【申請者（乙）　自署欄】
記入日：令和　3　年　10　月25　日
本社（代表者）所在地　新宿区東新宿２－０－０
事業者名（法人名又は屋号）
代表者名（個人事業主氏名）　❷ 新宿花子
電話番号　03-9876-5432

① ・営業許可書の営業者と同一です。
・自署が必要です。
・法人の場合、氏名ゴム印＋代表者印、又は役職者自署＋社印でも可です。ただし、氏名ゴム印＋私印は不可です。

② ・協力金の申請者と同一です。
・自署が必要です。
・法人の場合、氏名ゴム印＋代表者印、又は役職者自署＋社印でも可です。ただし、氏名ゴム印＋私印は不可です。

甲乙の関係がわかる書類とともに提出してください。
（例）賃貸借契約書、業務委託契約書、
確定申告書（青色決算報告書のp.2）　など

別紙３ 施設の管理者が一括して申請する場合（フードコートなど）

営業許可書の営業者が店子等に代わり申請する場合に提出が必要です。

・１枚の営業許可書に複数の施設利用者がいる場合
・委託の発注者が店子に代わり申請する場合 など

【営業許可書上の営業者が協力金申請者となる場合】　別紙３

飲食店等営業許可書に係る確認書

TK1511

東京都知事　殿

【対象店舗】
（名　　称）　新宿フードコート
（所　在　地）　新宿区西新宿２－８－１
（営業許可番号）　31新保衛食第0000号

上記店舗に対する東京都の「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」については、営業許可書に記載の営業者である私が代表して申請し、受領することといたします。

【飲食店営業許可書の営業者　自署欄】
記入日：令和　3　年　10　月　25　日
住　所（法人の場合は本社所在地）　新宿区西新宿１－０－０
氏　名（法人の場合は法人名及び代表者氏名※ゴム印＋代表者印も可）　❸ 株式会社都庁産業　代表取締役社長　東京太郎
電話番号　03-1234-5678

なお、施設内の店舗運営者に対しては以下のとおり確認済みです。

【店舗運営者　自署欄】
頭書の内容について、異議はありません。店舗単独での協力金申請は行いません。
記入日：令和　3　年　10　月　25　日
事業者名（屋号及び法人名）　（屋号・店舗名）●●飯店　（法人名）有限会社新宿商店
代表者名（個人事業主氏名）　❹ 代表取締役社長　新宿花子
電話番号　03-9876-5432

③ ・営業許可書の営業者と同一です。
・自署が必要です。
・法人の場合、氏名ゴム印＋代表者印でも可です。

④ ・自署が必要です。
・法人の場合、氏名ゴム印＋代表者印でも可です。ただし、代表者の私印は不可です。

甲乙の関係がわかる書類とともに提出してください。
（例）賃貸借契約書（図面含め全体）、
業務委託契約書（図面含め全体）　など